

税金・公共料金の減免など

税金の控除・減免

1 所得税、市民税・県民税の所得控除・非課税・減免

本人、同一生計配偶者または扶養親族が、障害をお持ちの場合、所得税及び市民税・県民税額の算出の際、次表の障害者控除が受けられます。

障害者控除	身体障害者手帳3級～6級である者、重度以外の知的障害者、精神障害者保健福祉手帳2級・3級である者
特別障害者控除	身体障害者手帳1級・2級である者、重度の知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1級である者、身体の障害により寝たきりの状態で複雑な介護を受けている者

※ 年齢65歳以上で、要介護認定を受けている方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない方でも、同程度の状態にあると認められる場合、福祉事務所長が発行する「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより、障害者控除の申告が可能です。

詳しくはお住まいの区の区役所・宮城総合支所の障害高齢課へお問い合わせください。

(1) 所得税の所得控除

区分	対象	控除額
障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族	所得控除 27万円
特別障害者控除		所得控除 40万円
同居特別障害者控除	特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族で申告者本人などとの同居を常況としている者	所得控除 75万円

【手続】 確定申告の場合は、障害者手帳等の交付を受けた年分以降の確定申告書第一表「障害者控除」欄に控除額、確定申告書第二表「本人に関する事項」欄または「配偶者や親族に関する事項」欄の所定の箇所に○を記入。

給与所得者等の場合は、障害者手帳等の交付を受けた年分以降の扶養控除等申告書の「障害者」欄に記入。

【問合せ先】 確定申告の場合：所轄の税務署（P134参照）

給与所得者等の場合：お勤め先などの給与担当

(2) 市民税・県民税の所得控除

控除名称	対象	控除額
障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族	所得控除 26万円
特別障害者控除		所得控除 30万円
同居特別障害者控除	特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族で申告者本人などとの同居を常況としている者	所得控除 53万円

【手続】 障害者手帳等の交付を受けた翌年以降の市民税・県民税申告書の「障害者控除」の欄に記入。（所得税の確定申告または年末調整で手続きが済んでいる方は不要です。）

【問合せ先】 仙台市役所市民税課

青葉・泉区にお住まいの方【電話】214-8637【FAX】214-8613

宮城野・若林・太白区にお住まいの方【電話】214-8638【FAX】214-8613

(3) 市民税・県民税の非課税

納税義務者本人が障害のある方で前年の合計所得金額が135万円以下の場合、市民税・県民税が課されません。

【手続】 障害者手帳等の交付を受けた翌年以降の市民税・県民税申告書の「障害者控除」の欄に記入。(所得税の確定申告または年末調整で手続きが済んでいる方は不要です。)

【問合せ先】 仙台市役所 市民税課

青葉・泉区にお住まいの方【電話】 214-8637【FAX】 214-8613

宮城野・若林・太白区にお住まいの方【電話】 214-8638【FAX】 214-8613

(4) 市民税・県民税の減免

・納税義務者本人が災害により特別障害者、普通障害者となった場合。

・納税義務者等が特別障害者、普通障害者となった場合で、生活が著しく困難であると認められる場合。(ただし、合計所得金額が750万円を超える場合は減免対象になりません。)

(注) 減免申請された方の生活状況など(例えば、ご家族の状況、資産の保有状況など)をお聞きし、減免に該当するかどうかを判断することになります。詳しくは、下記問合せ先にお尋ねください。

【手続】 減免申請書及び関係書類の提出(納期未到来分の税額が減免対象となります。)

【問合せ先】 仙台市役所 市民税課

青葉・泉区にお住まいの方【電話】 214-8637【FAX】 214-8613

宮城野・若林・太白区にお住まいの方【電話】 214-8638【FAX】 214-8613

2 相続税の優遇措置 - 障害者控除 -

相続または遺贈により財産を取得した相続人等に、85歳未満で障害のある方がいるときは障害者控除が受けられ、相続税額から控除されます。

【控除額】 障害者が相続開始の時ににおいて

85歳に達するまでの年数×10万円(特別障害者の場合は、年数×20万円)

【手続】 相続税申告書に障害者控除の金額を記載して提出

【問合せ先】 被相続人の住所地を所轄する税務署(P134参照)

3 個人事業税の非課税 - 視力障害者の行う事業 -

重度の視力障害のある方が、あんま、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、個人事業税が課せられません。

【対象】 失明した方または両眼の視力(矯正視力)が0.06以下の視力障害のある方

【問合せ先】 所轄の県税事務所

窓口	電話番号	FAX
(青葉区の一部、宮城野区の一部、若林区) 仙台中央県税事務所 課税第一班	715-0621	215-1585
(青葉区の一部、宮城野区の一部、泉区) 仙台北県税事務所 課税第二班	275-9119	273-9929
(太白区) 仙台南県税事務所 課税第二班	248-2962	249-4098

4 贈与税の特例

国内に居住する特定障害者(特別障害者または特別障害者以外で精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるなど、その他の精神に障害がある者として一定の要件に当てはまる人)が、特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権を贈与により取得した場合には、信託財産の価額のうち6,000万円(特定障害者のうち特別障害者以外の者は3,000万円)までは、贈与税が非課税となります。

【手続】 信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託銀行等の営業所を経由して特定障害者の納税地の所轄の税務署あてに提出

【問合せ先】 特定障害者の納税地を所轄する税務署 (P134 参照)

※ 扶養信託契約については、各金融機関にお問い合わせください。

5 少額貯蓄の利子等の非課税

身体障害者手帳等の交付を受けている方が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。

《非課税となる預貯金等と非課税貯蓄限度額》

預貯金等の種類	非課税貯蓄限度額
銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など(マル優)	350万円
利付国債、公募地方債(特別マル優)	350万円

【手続】 非課税貯蓄申告書、特別非課税貯蓄申告書を金融機関の営業所等を経由して所轄の税務署あてに提出

【問合せ先】 所轄の税務署(P134 参照)

6 自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免

(1)自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割)の減免

【対象】 次のいずれかに該当する方(以下、「障害のある方」といいます。)1人につき、自家用の自動車または軽自動車等(原動機付自転車、軽二輪車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車のことをいいます。)1台について税の減免を受けることができます。

- ① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の等級に該当する方(P83の表に記載)
- ② 療育手帳 A をお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方

※ 介護保険被保険者証をお持ちの方は該当しません。

【対象となる自動車・軽自動車等】

所有者(取得者)	運転者
障害のある方本人	障害のある方本人
障害のある方(※1)と生計を一にする家族の方	
障害のある方本人	障害のある方と生計を一にする家族の方(※2)
障害のある方(※1)と生計を一にする家族の方	
障害のある方のみで構成される世帯で生活する障害のある方	障害のある方を常時介護する方(※2)

※1:身体障害者手帳をお持ちの方については、18歳未満の場合に限ります。

※2:専ら障害のある方の通学(通所)、通院または生業のために運転する場合に限ります。

【手続に必要なもの】

共通	<ul style="list-style-type: none"> ① 減免申請書 ② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(原本) ③ 運転する方の運転免許証(原本) ④ 自動車検査証(原本)
運転者が「障害のある方と生計を一にする家族の方(同居)」の場合	<p>上記①～④に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 生計を一にしていることを証明する書類(福祉事務所長または保健所長の証明書。仙台市にお住まいの方は各区役所・宮城総合支所障害高齢課で発行しますので、上記②～④の書類をお持ちください。)
運転者が「障害のある方と生計を一にする家族の方(別居)」の場合	<p>上記①～④に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)・住民票謄本のいずれか(原本) ⑦ 生計を一にしていることを証する書類(健康保険証・源泉徴収票・確定申告書の控え等) ⑧ 申立書
運転者が「障害のある方を常時介護する方」の場合	<p>上記①～④に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 常時介護していることを証明する書類(福祉事務所長または保健所長の証明書。仙台市にお住まいの方は各区役所・宮城総合支所障害高齢課で発行しますので、上記②～④の書類と「運行計画書」「通学先もしくは通院先等で発行する証明書」「誓約書」をお持ちください。詳しくは、事前に各区役所・宮城総合支所障害高齢課へお問い合わせください。)

【申請時期】

既に取得している自動車の自動車税(種別割)	<p>納期限までに申請</p> <p>※ 年度途中で減免対象に該当することとなった場合や納期限を過ぎている場合は、申請の翌月から月割で減免となります。</p>
新たに取得する自動車・軽自動車等の自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)	<p>登録日に減免要件を満たしている場合は、自動車・軽自動車等を登録(取得)した日から30日以内に申請</p> <p>※ 申請時期は、新たに取得する自動車の状況や、すでに減免を受けている自動車の状況によって異なる場合がありますので、事前に所轄の県税事務所へお問い合わせください。</p>

※ 自動車税(種別割)は、すでに減免を受けている車を買替えた場合などは改めて減免申請が必要となります。

【問 合 先】 所轄の県税事務所

窓口	電話番号	FAX
(青葉区の一部、宮城野区の一部、若林区) 仙台中央県税事務所 課税部課税第四班	715-0623	215-1585
(青葉区の一部、宮城野区の一部、泉区) 仙台北県税事務所 課税第一班	275-9116	273-9929
(太白区) 仙台南県税事務所 課税第一班	248-2961	249-4098

(2)軽自動車税(種別割)の減免

【対 象】 4月1日時点で、次のいずれかに該当する方(以下、「障害のある方」といいます。)1人につき、自家用の軽自動車等(原動機付自転車、軽二輪車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車のことをいいます。)または自動車1台について税の減免を受けることができます。

- ① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の等級に該当する方(P83の表に記載)
 - ② 療育手帳 A をお持ちの方
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方
- ※ 介護保険被保険者証をお持ちの方は該当しません。

【対象となる軽自動車等】

所有者	運転者
障害のある方本人	障害のある方本人
障害のある方(※1)と生計を一にする家族の方	
障害のある方本人	障害のある方と生計を一にする家族の方(※2)
障害のある方(※1)と生計を一にする家族の方	
障害のある方のみで構成される世帯で生活する障害のある方	障害のある方を常時介護する方(※2)

※1:自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割)とは異なり、身体障害者手帳をお持ちの方に対する年齢要件はありません。

※2:専ら障害のある方の通学(通所)、通院または生業のために運転する場合に限ります。

※ また、構造上、身体障害者等が使用するために製造、改造された軽自動車等についても軽自動車税(種別割)が減免になる場合があります。必要書類等は市民税企画課諸税係にお問い合わせください。

【手続に必要なもの】

共通	<ol style="list-style-type: none"> ① 減免申請書 ② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(原本) ③ 運転する方の運転免許証 ④ 自動車検査証
----	---

所有者または運転者が「障害のある方と生計を一にする家族の方(同居)」の場合	上記①～④ ※「生計を一にしていることを証明する書類」は、令和3年度から不要となりました。
所有者または運転者が「障害のある方と生計を一にする家族の方(別居)」の場合	上記①～④に加え、生計を一にしていることを証する書類が必要となる場合があります。詳しくは市民税企画課諸税係にお問い合わせください。
運転者が「障害のある方を常時介護する方」の場合	上記①～④に加え、 ⑤ 常時介護していることを証明する書類(福祉事務所長または保健所長の証明書。仙台市にお住まいの方は各区役所・宮城総合支所障害高齢課で発行しますので、上記②～④の書類と「運行計画書」「通学先もしくは通院先等で発行する証明書」「誓約書」をお持ちください。詳しくは、事前に各区役所・宮城総合支所障害高齢課へお問い合わせください)

【申請時期】 納期限までに申請

- ※ 自動車税(種別割)と異なり、月割での減免はありません。
- ※ 軽自動車税(種別割)の減免については、毎年度申請が必要です。

【問 合 先】 仙台市役所市民税企画課 諸税係 【電話】 214-8625 【FAX】 214-1119

【別表】 身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で、自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割・種別割)の対象となる方

		身体障害者手帳をお持ちの方						戦傷病者手帳をお持ちの方											
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	項症						款症					
								特	1	2	3	4	5	6	1	2	3		
視覚障害		◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎							
聴覚障害			◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎							
平衡機能障害				◎				◎	◎	◎	◎	◎							
音声・言語機能障害	※1			◎				◎	◎	◎									
	※2			○				○	○	○	喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る								
上肢不自由		◎	◎					◎	◎	◎	◎								
											※1								
											◎								
下肢不自由		◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎								
											※1								
											◎		○	○	○	○	○	○	○
											※2								
											○								
体幹不自由		◎	◎	◎		○		◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	◎	◎ 注1					注 1:一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。											
	移動機能	◎	◎	◎ 注2	○	○	○	注 2:一下肢のみに運動機能障害がある場合は本人自ら運転する場合に限る。											
心臓機能障害		◎		◎				◎	◎	◎	◎								
じん臓機能障害		◎		◎				◎	◎	◎	◎								
呼吸機能障害		◎		◎				◎	◎	◎	◎								
ぼうこうまたは直腸機能障害		◎		◎				◎	◎	◎	◎								
小腸機能障害		◎		◎				◎	◎	◎	◎								
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		◎	◎	◎															
肝臓機能障害		◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎								

◎ 身体障害のある方、戦傷病者本人または「生計を一にする家族の方」、「常時介護する方」が運転する場合に減免

○ 身体障害のある方、戦傷病者本人が運転する場合に減免

※1 自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割) ※2 軽自動車税(種別割)

(注) 二つ以上の障害が重複する場合の障害の級については、身体障害者手帳に記載された総合の級により判定します。

7 心身障害者扶養共済制度の掛金・給付金の控除

心身障害者扶養共済制度加入者が支払う掛金は、所得税及び市民税・県民税の算出の際に全額所得控除されます。また、この制度の給付金(脱退一時金を除く)には所得税及び市民税・県民税が課されません。

【手続】 毎年10月に交付される掛金払込証明書を給与所得者の保険料控除申告書または確定申告書、市民税・県民税申告書に添付して提出します。

【問合せ先】 ・給与所得者:お勤めの会社などの給与担当

・確定申告者:所轄の税務署(P134 参照)

・市民税・県民税:仙台市役所 市民税課

青葉・泉区にお住まいの方【電話】 214-8637 【FAX】 214-8613

宮城野・若林・太白区にお住まいの方【電話】 214-8638 【FAX】 214-8613

公共料金等の免除・減免

1 ストマ装具・紙おむつ等使用者の家庭ごみ処理手数料の減免

申請により年1回、減免相当分として家庭ごみ用指定袋(中サイズ)50枚を申請者の自宅にお送りします。

【対象】 重度障害者(児)日常生活用具給付事業においてストマ装具・紙おむつ等を受給している方

【手続】 ストマ装具・紙おむつ等給付決定通知に同封される減免申請用紙に必要事項を記入して提出してください。

【申請時期】 随時

【問合せ先】 環境局家庭ごみ減量課【電話】 214-8226 【FAX】 214-8277

2 ニュー福祉定期貯金

障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給している方や、ゆうちょ銀行所定の方がご利用いただけます。利率が優遇される預入期間1年の定期貯金です。

【適用金利】 預入期間1年の定期貯金の約定利率+ゆうちょ銀行所定の利率※

※ 最新の適用金利については、ゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口もしくは「ゆうちょ銀行 Web サイト」でご確認ください。

【要件】 貯金のご利用限度額内でお一人さま300万円まで。全国のゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口で利用できます。預入期間内に払い戻す場合には、預入期間内払戻利率を適用します。なお、障害のある方等は、他の金融機関での非課税扱いの預貯金と合わせて、350万円の範囲内で預入したものの利子を非課税とすることができ、「少額預金の利子所得の非課税制度(マル優)」をご利用いただけます。

対象となる主な年金・手当等

- ① 障害基礎年金、遺族基礎年金などの障害・遺族年金(国民・厚生・共済年金)
- ② 特別児童扶養手当
- ③ 特別障害者手当
- ④ 障害児福祉手当
- ⑤ 普通扶助料

(注) 上記以外の対象となる年金・手当等については、ゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口へお問合せ

ください。

【手続】それぞれの年金、手当の証書等をゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口に提示(非課税扱いとする場合は、あわせてマイナンバー確認書類(※1)を提示してください。)

- (1)「年金証書」
- (2)(3)(4)「手当証書」または「受給者証明書(※2)」
- (5)「恩給証書」

※1 マイナンバーカード／通知カード等。別にご住所・お名前・生年月日の記載のある証明書類をご提示いただく場合があります。

※2 お住まいの区の区役所・宮城総合支所障害高齢課窓口に申請すると交付されます。

【問合せ先】ゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口

3 NHK放送受信料の免除

次の方は放送受信料が全額免除になります。

- (1) グループホームや特別養護老人ホームなどの社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設に入所している場合
- (2) 生活保護法等に規定する公的扶助を受けている場合
- (3) 障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯全員が市町村民税非課税の場合

次の方は放送受信料が半額免除になります。

- (1) 視覚または聴覚障害により障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
- (2) 次のいずれかの障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
 - ・身体障害 身体障害者手帳 1 級または 2 級
 - ・知的障害 療育手帳A
 - ・精神障害 精神障害者保健福祉手帳 1 級
- (3) 戦傷病者手帳をお持ちの方で、障害の程度が、特別項症から第一款症に相当する方が世帯主で受信契約者の場合

【手続】お住まいの区の区役所・宮城総合支所障害高齢課の窓口にある放送受信料免除申請書に、免除の対象世帯であることの証明を受け、NHKに提出(郵送)してください。

【問合せ先】NHKふれあいセンター(ナビダイヤル) 0570-077077

【受付時間】 9:00~18:00(土日祝日も受付)

お客様のお使いの電話から上記のナビダイヤルにつながらない場合は
050-3786-5003

【受付時間】 9:00~18:00(土日祝日も受付)

4 NTT電話番号案内

(1) ふれあい案内(無料番号案内)

視覚・聴覚・上肢などの不自由な方、知的障がい、精神障がいのある方を対象に無料で電話番号をご案内します。(ご利用には事前に登録が必要です)

【対象】

- (1) 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方
 - ① 視覚障がい 1級から6級
 - ② 肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期前の非進行性の脳病変による運動機能障害)1級または2級
 - ③ 聴覚障がい 2級、3級、4級、6級(1級、5級はなし)

- ④ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい 3級、4級(1級、2級はなし)
- (2) 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方
 - ① 視覚障がい 特別項症から第6項症
 - ② 肢体不自由(上肢) 特別項症から第2項症
 - ③ 聴覚障がい 第2項症、第4項症
 - ④ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい 第1項症、第2項症、第4項症
- (3) 療育手帳をお持ちの方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【問 合 先】【電 話】フリーダイヤル 0120-104174(全国共通)

【FAX】フリーダイヤル 0120-104134(全国共通)

【FAXによるお問合せの注意事項】

お問い合わせ内容・お客様のお名前・折り返しのファクス番号をお手持ちの用紙に記載して送信してください。お申込書、障害者手帳等は送付いたいただいても受付られません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。

返信はFAXで行いますので、FAXを受信できる方のみのお問合せとさせていただきます。お客様が送信してから、3営業日以上折り返しがない場合は通信機器のトラブル等が考えられますので再度送信をお願いします。050から始まる電話番号、ならびに携帯電話、衛星電話、公衆電話からのFAX送付は受け付けておりません。なお、申込書は郵送でお送りします。

【受付時間】平日 午前9時～午後5時 ※ 土曜・日曜・祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く

(2) NTTファクス 104(FAXによる番号案内)

お客様のお名前、ファクス番号とお問い合わせ先の情報(名前<フリガナ>・住所<フリガナ>・業種など)を記入して、ファクスで番号案内をお申込みいただけます。折り返し、お問い合わせした電話番号がNTT電話番号案内からファクスで電話番号をご案内します。1回に15件までお問い合わせできます。

【対 象】耳や言葉が不自由なため電話で104番へのお問い合わせが困難な方

【料 金】104の番号案内料と同じ

通話料無料(コンビニエンスストアなどに設置されているファクスを利用する場合は、別途ファクスの使用料が必要な場合があります。)

【申 込】フリーダイヤル 0120-000104(FAX)(全国共通) (24時間受付 年中無休)

【問 合 先】フリーダイヤル 0120-104140(全国共通) (24時間受付 年中無休)

5 NTTファクス115(FAXによる電報受付)

電報をファクスでお申込みできるサービスです。お手元の用紙にお客様の名前とファクス番号、電報発信ご希望の旨を記入(用紙の大きさや書き方は自由です)して、電報申込番号宛にファクスで送っていただくと、折り返し指定の電報申込用紙・ご利用方法の案内書などをファクスにてお送りいたします。

※ あらかじめ電報料金ご請求先の電話番号(注1)を確認させていただきます。

【対 象】聴覚障害、音声・言語機能障害などのため電話の使用が困難な方

【料 金】電報の種類や文字数により所定の料金が必要です。なお、料金については申込後に受付手続きが完了次第、電報料金通知書をファクスで送付いたします。通話料無料(コンビニエンスストアなどに設置されているファクスを利用する場合は、別途ファクスの使用料が必要な場合があります。)

【電報申込番号】フリーダイヤル 0120-789379(FAX) (全国共通)8:00～19:00

インターネット受付(D-MAIL)(24時間お申込み可能)

パソコン <https://www.ntt-east.co.jp/dmail/>

スマートフォン <https://www.ntt-east.co.jp/dmail/s/>

※ インターネットでのお申込みで電話番号へのご請求をご希望の場合は、事前の会員登録(注2)が必要です。

(注1) NTT 東日本回線に限ります。

(注2) 会員登録完了には5営業日ほどかかり、NTT 東日本回線に限ります。

6 NTTふれあいファクス

電話の移転、ご注文、故障などのご相談をはじめ、サービスのお問い合わせなど、NTT東日本へのご相談をファクスでお申込みできるサービスです。

【対象】 聴覚障害、音声、言語機能障害などのために電話の使用が困難な方

【料金】 通話料無料(コンビニエンスストアなどに設置されているファクスを利用する場合は、別途ファクスの使用料が必要な場合があります。)

【利用手順】 名前、返信先ファクス番号、ご相談内容を記入し、ふれあいファクス番号に送信ください。
(用紙や書式は自由)

注文・故障の問合せ先 フリーダイヤル 0120-700133(FAX)

受付時間 24時間(年末年始を除く)

※ お客様へのご回答(ご連絡)につきましては、順次対応させていただいておりますが、内容等によりお時間を頂戴する場合がございますのでご了承ください。

7 NTT電話設置負担金の分割払い

電話を新設する際の電話設置負担料金を無利子で分割払い(1年・12回以内)できます。

【対象】 障害者等の世帯のうち、市民税非課税世帯

【手続に必要なもの】

① 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳など障害を証明するもの

② 市民税非課税証明書

③ 家族が申込む場合、障がいのある方との関係を証明する書類

※ 場合によっては、よりお得な制度がございますので、詳しくは問合せ先にお尋ねください。

【問合せ先】【電話】 116 9:00~17:00(年末年始を除く)

8 携帯電話の障害者割引サービス

会社名	NTTドコモ	Softbank(ソフトバンク)	au(エーユー)
サービスの名称	ハートィ割引	ハートフレンド割引	スマイルハート割引
内容	携帯電話の基本使用料金等のサービスが割引になります。(サービス内容については各社によって違いがあり、併用できないサービス等もありますので、詳しくは問合先、ホームページにてご確認ください。)		
対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証、特定医療費(指定難病)受給者証のいずれかの交付を受けている方 ※ 携帯電話会社により、他にも割引が受けられる場合があります。詳しくは問合先、ホームページにてご確認ください。		
申込	ドコモショップ等	ソフトバンクショップ等	auショップ等
	※ 申し込みに際しては、手帳(原本)等必要なものがありますので、事前に問合先にてご確認ください。		
問合先 (無料)	ドコモの携帯からは局番なしの151 一般電話等からは 0120-800-000	ソフトバンクの携帯電話からは局番なしの157 一般電話等からは 0800-919-0157	auの携帯電話からは局番なしの157 一般電話等からは 0077-7-111
ホームページ	https://www.nttdocomo.co.jp/	https://www.softbank.jp/	https://www.au.com/

9 低廉な郵便サービス

郵便物の種類		大きさ・重量・料金	対象となるもの
第四種郵便物(開封)	点字郵便物	大きさ:長さ=60cm 以内 長さ+幅+厚さ=90cm 以内	点字のみを掲げたものを内容とするもの
	特定録音物等郵便物	重量:3kg 以内 料金:無料	盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便株式会社が指定する施設からの差し出しまたは受け取りとなるもの
心身障がい者団体の発行する定期刊行物を内容として発行人から差し出される低料第三種郵便物(開封)	毎月3回以上発行する新聞紙	大きさ:長さ=60cm 以内 長さ+幅+厚さ=90cm 以内 重量:1kg 以内 料金:50g以内・8円 (50gまたはその端数ごとに3円増)	申請を行い、各種条件を満たし、承認を受けたもの
	その他	大きさ:長さ=60cm 以内 長さ+幅+厚さ=90cm 以内 重量:1kg 以内 料金:50g以内・15円 (50gまたはその端数ごとに5円増)	
点字ゆうパック		大きさ:長さ+幅+厚さ=170cm 以内 重量:30kg 以内 料金:【別表1】	点字のみを掲げたものを内容とするもの
聴覚障がい者用ゆうパック		大きさ:長さ+幅+厚さ=170cm 以内 重量:30kg 以内 料金:【別表1】	聴覚障がい者用のビデオテープその他の録画物を内容とし、聴覚障がい者と、日本郵便株式会社が指定する施設との間で発受されるもの
心身障がい者用ゆうメール		大きさ:長さ+幅+厚さ=170cm 以内 重量:3kg 以内 料金:【別表2】	身体に重度の障がいのある方または知的障がいの程度が重い方と図書館法に規定する図書館との間で発受されるもの

【別表1】

サイズ	60	80	100	120	140	160	170
運賃額	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

【別表2】

重量	150gまで	250gまで	500gまで	1kgまで	2kgまで	3kgまで
運賃額	92円	110円	150円	180円	230円	310円

【問合先】各郵便局

10 青い鳥郵便葉書の配付

希望される方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書(無地、インクジェット紙またはくぼみ入り)もしくは通常郵便葉書胡蝶蘭(無地またはインクジェット紙)のいずれか一種類、20枚を入れて無償で配付します。

※ 配布にあたっては受付期間等の定めがあります。詳細は毎年3月頃に決定し周知されます。

- 【対象】 ① 重度の身体障害のある方(1級または2級の方)
 ② 重度の知的障害のある方(療育手帳に「A」(または1度、2度)と表記されている方)

【問合せ先】 各郵便局

11 市営施設利用料金の減免

- 【対象者】 ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 ② 身体障害者手帳1級または2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に付き添う満18歳以上の介護人1名(介護人の年齢制限を設けていない施設もあります。詳しくは各施設にお問い合わせください。)
- ※ スポーツ施設は個人使用に限ります(シルバーセンター及び健康増進センターについては、備考欄の対象者)。詳しくは各施設にご相談ください。
- ※ 利用する施設によって対象となる方が異なる場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

区分	施設名	減免内容	備考	電話番号 (FAX 番号)
文化施設	天文台	無料	特別展は半額	391-1300 (391-1301)
	スリーエム仙台市科学館	無料	特別展は半額	276-2201 (276-2204)
	博物館 ※令和3年10月頃から改修工事により長期休館予定	無料	特別展は半額(当日券のみ。減免内容は変更になる場合があります。)	225-3074 (225-2558)
	歴史民俗資料館	無料	イベント時参加費の実費負担がある場合あり	295-3956
	富沢遺跡保存館	無料	イベント時参加費の実費負担がある場合あり	246-9153
	縄文の森広場	無料	入場料以外は実費負担	307-5665
	戦災復興記念館資料展示室	無料		263-6931
	野草園	無料		222-2324 (222-9155)
	八木山動物公園フジサキの杜	無料	入場料以外は実費負担	229-0631 (229-8419)
	仙台文学館	無料	特別展は半額	271-3020 (271-3044)
秋保大滝植物園	無料		399-2761 (797-2645)	

区分	施設名	減免内容	備考	電話番号 (FAX 番号)
ス ポ ー ツ 施 設	カメイアリーナ仙台 (仙台市体育館)	無料	第一競技場、第二競技場、軽運動 場、温水プール、トレーニング室、 体力測定室	244-1111 (244-1115)
	若林体育館	無料	競技場、小体育室、トレーニング 室	236-0011 (236-0012)
	本山製作所青葉アリーナ (青葉体育館)	無料	競技場、トレーニング室	717-1191 (717-1533)
	本山製作所仙台市武道館 (仙台市武道館)	無料	柔道場、剣道場、弓道場	717-1191 (717-1533)
	仙台環境開発スポーツパーク 宮城広瀬 (宮城広瀬総合運動場)	無料	競技場、温水プール、庭球場(3 面)	392-5340 (392-1731)
	秋保体育館	無料	競技場	399-2757 (399-2793)
	泉総合運動場	無料	競技場、トレーニング室、武道館、 弓道場、庭球場(18面)	372-1019 (372-0151)
	泉海洋センター	無料	競技場	373-9561 (373-9543)
	屋内グラウンド (シェルコムせんだい)	無料	競技場	218-5656 (776-1090)
	新田東総合運動場 (元気フィールド仙台)	無料	第一競技場、第二競技場、サウン ドテーブルテニス室、アーチェリ ー場、ボルダリング室、スケートボ ードパーク、温水プール、トレー ニング室	231-1221 (231-1230)
	出花体育館	無料	競技場	786-3446 (786-3447)
	弘進ゴムアスリートパーク仙台 (仙台市陸上競技場)	無料	競技場	256-2488 (299-3895)
	根白石温水プール	無料	温水プール、トレーニング室	376-5124 (376-5109)
	今泉運動場	無料	温水プール、庭球場(7面)	289-4235 (289-4786)
	TAC 葛岡ウォーターパーク (葛岡温水プール)	無料	温水プール	277-8598 (277-8659)
中田温水プール	無料	温水プール、トレーニング室	306-5971 (306-5972)	

区分	施設名	減免内容	備考	電話番号 (FAX 番号)
スポーツ施設	TAC 鶴ヶ谷ウォーターパーク (鶴ヶ谷温水プール)	無料	温水プール	252-1186 (252-1189)
	TAC 水の森ウォーターパーク (水の森温水プール)	無料	温水プール	277-2713 (277-2883)
	七北田公園体育館	無料	競技場、トレーニング室	375-9914 (375-9913)
	海岸公園パークゴルフ場	無料	パークゴルフ場	288-0390 (288-0390)
	海岸公園馬術場	無料	馬術馬場・練習馬場 (自己所有馬をお持ちの方)	349-5038 (349-5248)
	青葉山公園庭球場	無料	庭球場(22 面)	263-7486 (263-7486)
	桜ヶ丘公園庭球場	無料	庭球場(4 面)	263-7486 (263-7486)
	評定河原公園庭球場	無料	庭球場(4 面)	263-7486 (263-7486)
	海岸公園庭球場	無料	庭球場(10 面)	254-5700 (254-5700)
	卸町東二丁目公園庭球場	無料	庭球場(4 面)	236-1919 (236-1919)
	湯元公園庭球場	無料	庭球場(3 面)	263-7486 (263-7486)
	中田中央公園庭球場	無料	庭球場(4 面)	263-7486 (263-7486)
	向陽台五丁目緑地庭球場	無料	庭球場(1 面)	375-4704 (375-4704)
	住吉台西四丁目公園庭球場	無料	庭球場(2 面)	375-4704 (375-4704)
	寺岡中央公園庭球場	無料	庭球場(2 面)	375-4704 (375-4704)
	長命ヶ丘公園庭球場	無料	庭球場(3 面)	375-4704 (375-4704)
	松陵公園庭球場	無料	庭球場(2 面)	375-4704 (375-4704)
	七北田公園庭球場	無料	庭球場(8 面)、壁打ちコート	375-4704 (375-4704)
	将監公園庭球場	無料	庭球場(2 面)	375-4704 (375-4704)

区分	施設名	減免内容	備考	電話番号 (FAX 番号)	
スポーツ施設	虹の丘公園庭球場	無料	庭球場(2面)	375-4704 (375-4704)	
	高砂庭球場	無料	庭球場(2面)	786-3446 (786-3447)	
	川内庭球場	無料	庭球場(10面)	216-3861 (216-3863)	
	茂庭庭球場	無料	庭球場(4面)	244-2575 (245-9930)	
	シルバーセンター	無料	プール、浴室、サウナ	対象:身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその付添人	215-3191
健康増進センター	無料	施設利用、健康度測定、教室等トレーニングエリア、支援プラン作成、運動指導等、全てのサービス(利用日についてはお問合せ願います)	対象:身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその付添人(ただし身体障害者の付添は重度身体障害者の付添に限る)	374-6661	